

(令和6年8月13日)

◆件名	個人住民税定額減税額の算定誤り	
◆覚知日時	令和6年7月30日（火）13時頃	
◆概要	・「定額減税」では、一定額が所得税と個人住民税から控除されます。 ・このうち、個人住民税からは、本人と扶養親族を合わせた人数に1万円※を乗じた額（定額減税額）を控除し、定額減税額控除後の額を納税していただくことになっています。 ※所得税は3万円 ・国外居住の扶養親族は定額減税の対象になりませんが、対象者データを抽出する際の職員の確認不足により、一部の納税者について、国外居住の扶養親族を対象に含んで定額減税額を算定してしまったことが判明しました。 ・このため、一部の納税者の個人住民税納税額を実際よりも少ない額で算定し、市から5月と6月に送付した個人住民税の「税額通知書」と「納税通知書」において、誤った額をお知らせしてしまいました。 ・また、所得税と個人住民税のいずれかが定額減税しきれないと見込まれる方については、その金額を「調整給付金」として受け取ることができます。 ・調整給付金を受け取るためには、市から、7月下旬に送付した「静岡市定額減税補足給付金支給のお知らせ（調整給付金支給確認書）」に記載されている内容を確認し、署名の上、確認書を返送していただく必要がありますが、上記の定額減税額の算定誤りに伴い、この確認書に記載されている「調整給付金支給予定額」も誤っていました。 ・なお、算定誤りのあった方に調整給付金を給付した事実はありません。 ・算定誤りのあった方は、①個人住民税が増額となる方15人、②個人住民税が増額・調整給付金額が減額となる方115人、③調整給付金額が減額となる方16人の合計146人となります。	
◆経緯と対応状況	4月末頃 5月15日 6月10日 7月24日 7月30日	個人住民税における定額減税額の算定（一部誤り） 個人住民税税額通知書（特別徴収）発送開始 個人住民税納税通知書（普通徴収）発送開始 調整給付金支給確認書発送開始 調整給付金支給確認書を受領した市民の勤務先の方から「給付金額が多いのではないか」との問い合わせ 内部調査の結果、今回の件が判明
◆原因	定額減税額は、課税システム上で算定するが、職員の確認不足により、国外居住の扶養親族に係るデータ抽出が漏れていたため	
◆今後の対応	8月8日：対象者あて今回の件のお詫び文を発送 8月上旬：正しい定額減税額と個人住民税額を算定 8月15日：新たな税額通知書・納税通知書を発送 8月中旬：調整給付金の再算定を実施 8月下旬：新たな調整給付金支給確認書を発送	
◆問い合わせ	担 当	市民税課（静岡庁舎新館2階） 平口、一瀬
	電 話	054-221-1558